

再処理工場で発生が予想されるトラブル等とその対応(No.7 - 13)

件名	燃料移送水中台車駆動用ケーブル損傷																				
事象の概要	<p>(1) 発生場所: 機器 使用済燃料輸送容器管理建屋：燃料移送水中台車</p> <p>(2) 発生の状況 設備点検中</p> <p>(3) 概要 燃料移送水中台車の点検作業を実施中、燃料移送水中台車の駆動用ワイヤと点検用治具が干渉した状態で、点検用治具をつり上げたため、燃料移送水中台車の駆動用ワイヤを切断</p>																				
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 使用済燃料の取扱い中に発生した事象ではないこと、また、放射性物質を除去するフィルタ等を有する建屋換気設備が稼働している建屋内での事象であり、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 燃料移送水中台車が停止しても、使用済燃料等の取り扱いしていない点検中であることから、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題も生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 復旧作業は、定められた放射線管理要領に従い、作業計画書に沿って安全に作業を進めることにより、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 他工程への影響は生じない。 使用済燃料受入れ・貯蔵施設は既に操業を開始しており、独立していることから、再処理施設本体における試験運転への影響は生じない。</p>																				
対応の概要	<p>(1) 燃料移送水中台車駆動用ワイヤの破損箇所を確認する。</p> <p>(2) 定められた手順書に従って、同ワイヤの交換作業を行う。</p> <p>(3) ワイヤ交換作業終了後、燃料移送水中台車の動作確認を行い、異常のないことを確認した後、点検作業を再開する。</p>																				
公表区分	翌平日に公表（ホームページへ掲載）																				
対応区分	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(a) 運転継続しながら復旧</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;"> 国際評価尺度 (INES) のレベル 0以下 1 2 3 4 5 6 7 (レベル2以下は工場外への影響はない) </td> <td style="text-align: right;">放射性物質の外部放出</td> <td style="text-align: right;">工場外への影響</td> </tr> <tr> <td>(b) 運転系統を切り替えて復旧</td> <td style="text-align: right;">放射性物質による汚染、被ばく等</td> <td style="text-align: right;">工場内への影響</td> </tr> <tr> <td>(c) 当該機器を停止して復旧</td> <td style="text-align: right;">日本原燃による評価: レベル0以下</td> <td style="text-align: right;">運転時監視範囲からの逸脱等</td> <td style="text-align: right;">多重防護の劣化</td> </tr> <tr> <td>(d) 当該設備を停止して復旧</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(e) 影響範囲の設備を停止</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(a) 運転継続しながら復旧	国際評価尺度 (INES) のレベル 0以下 1 2 3 4 5 6 7 (レベル2以下は工場外への影響はない)	放射性物質の外部放出	工場外への影響	(b) 運転系統を切り替えて復旧	放射性物質による汚染、被ばく等	工場内への影響	(c) 当該機器を停止して復旧	日本原燃による評価: レベル0以下	運転時監視範囲からの逸脱等	多重防護の劣化	(d) 当該設備を停止して復旧				(e) 影響範囲の設備を停止				
(a) 運転継続しながら復旧	国際評価尺度 (INES) のレベル 0以下 1 2 3 4 5 6 7 (レベル2以下は工場外への影響はない)	放射性物質の外部放出		工場外への影響																	
(b) 運転系統を切り替えて復旧		放射性物質による汚染、被ばく等		工場内への影響																	
(c) 当該機器を停止して復旧		日本原燃による評価: レベル0以下		運転時監視範囲からの逸脱等	多重防護の劣化																
(d) 当該設備を停止して復旧																					
(e) 影響範囲の設備を停止																					

本事象は当該機器停止時の保守作業中に発生したものであるため対応区分該当なし

事象概要

